

京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟
施設整備事業

入札説明書

平成 15 年 3 月

京都大学

目 次

I. 対象事業の概要等	2
1 公告日	2
2 契約担当官等	2
3 調達機関番号等	2
4 品目分類番号	2
5 担当部局	2
6 事業概要等	2
7 事業スケジュール	4
8 競争参加資格等	4
9 競争参加資格等の確認等	8
10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	9
11 入札説明会	10
12 現地見学会	10
13 入札説明書等に関する質問及び回答	10
14 入札書及び入札提案書の提出方法等	11
15 入札保証金及び契約保証金	12
16 開札	13
17 入札の無効	13
18 落札者の決定方法等	14
19 手続きにおける交渉の有無	15
20 契約書の作成等	15
21 支払条件等	15
22 建設工事にかかる工事保険	15
23 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	16
24 苦情申立て	16
25 関連情報を入手するための照会窓口	17
26 その他	17
II. 事業契約に関する事項	18
1 基本協定の締結	18
2 特別目的会社（SPC）の設立	18
3 事業契約の締結	18

4	選定事業者の権利義務等に関する制限	18
5	大学と選定事業者の責任分担	19
6	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
7	事業実施に関する事項	19
8	その他	20
9	日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて	21
Ⅲ. 提出書類		22
1	入札説明会、現地見学会に関する提出書類	22
2	質問書に関する提出書類	22
3	競争参加資格審査申請時の提出書類	22
4	入札辞退時の提出書類	22
5	入札時の提出書類	22
6	事業計画に係る提案書	23
7	施設整備計画に係る提案書	23
8	施設整備計画に係る提案書<総合研究棟V図面集>	24
9	施設整備計画に係る提案書<福利・保健管理棟図面集>	24
10	維持管理計画に係る提案書（共通）	25

この入札説明書は、京都大学（以下「大学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に交付するものである。

本事業の基本的な考え方については、平成 14 年 9 月 30 日に公表した実施方針等（添付資料を含む。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・回答及び意見等を反映している。したがって、応募者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、以下は入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

- 1 「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業に関する要求水準書」（資料 A。以下「要求水準書」という。）
- 2 「入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等」（資料 B）
- 3 「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業に関する落札者決定基準」（資料 C。以下「落札者決定基準」という。）
- 4 「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業に関する契約書（案）」（資料 D。以下「事業契約書案」という。）
- 5 「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業に関する基本協定書（案）」（資料 E。以下「基本協定書案」という。）

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答、実施方針に関する質問・回答に対する問い合わせ・回答及び入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

I. 対象事業の概要等

1 公告日

平成 15 年 3 月 7 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 京都大学事務局長 本間 政雄

3 調達機関番号等

◎調達機関番号 016 ◎所在地番号 26

○第 179 号

4 品目分類番号

41, 42, 75

5 担当部局

〒606—8501 京都府京都市左京区吉田本町

京都大学施設部企画課 TEL：075—753—2247

6 事業概要等

(1) 事業名

京都大学（桂）総合研究棟V、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業

(2) 事業場所

京都市西京区御陵細谷（京都大学桂団地構内）

(3) 事業期間

契約締結の日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(4) 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者（入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）が総合研究棟V及び福利・保健管理棟（以下「本施設」という。）施設の設計及び建設を行った後、大学（に）所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行するBTO方式により実施する。本事業は、本施設の設計及び建設並びに維持管理業務に係る対価として大学が選定事業者（に）費用を支払うものである。

① 施設の概要

施設の概要は以下のとおり。

ア 総合研究棟V

建設予定地	京都市西京区御陵細谷（京都大学桂団地構内）
敷地面積	桂団地全体：372,109㎡ 施設計画地：57,942㎡（桂キャンパスクラスターC）
敷地隣接道路	京都市道100号線
用途地域	第1種中高層住居専用地域 都市計画「京都大学桂キャンパス地区地区計画」区域
建ぺい率／容積率	35％／150％
壁面後退距離	5m以上
建築物の高さの最高限度	15m

イ 福利・保健管理棟

建設予定地	京都市西京区御陵細谷（京都大学桂団地構内）
敷地面積	桂団地全体：372,109㎡ 施設計画地：46,566㎡（桂キャンパスクラスターB）
敷地隣接道路	京都市道100号線
用途地域	第1種中高層住居専用地域 都市計画「京都大学桂キャンパス地区地区計画」区域
建ぺい率／容積率	35％／150％
壁面後退距離	5m以上
建築物の高さの最高限度	15m

② 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。なお、各業務における具体的内容については事業契約書案及び要求水準書に示す。

ア 施設整備業務

- a 事前調査業務（地質調査含む）及びその関連業務
- b 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- c 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- d 工事監理業務
- e 電波障害調査・対策業務
- f 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

イ 維持管理業務

- a 建物保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）
- b 設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）
- c 外構施設保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）

- d 清掃業務（建築物内部及び外部・ガラス清掃業務）
- e 植栽処理業務

7 事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

平成15年3月7日	(1) 入札公告
平成15年3月17日	(2) 入札説明会
平成15年3月18日	(3) 現地見学会
平成15年3月7日～3月20日	(4) 入札説明書等に関する質問受付期間
平成15年4月4日	(5) 入札説明書等に関する質問回答公表
平成15年4月7日～4月11日	(6) 競争参加資格確認申請書等の受付期間
平成15年4月18日	(7) 参加確認通知の発送
平成15年5月1日	(8) 参加資格がないと認めた理由説明受付期限
平成15年5月8日	(9) 参加資格がないと認めた理由回答
平成15年6月5日～6月12日	(10) 入札提出書類の受付期間
平成15年6月13日	(11) 開札
平成15年6月16日～7月4日	(12) 提案審査
平成15年7月4日	(13) 落札者決定・公表
平成15年7月11日まで	(14) 基本協定締結
平成15年8月	(15) 事業契約締結
平成15年9月～平成17年3月末	(16) 福利・保健管理棟の設計及び建設期間
平成17年4月1日	(18) 福利・保健管理棟の引渡し及び所有権の移転期限
平成15年9月～平成18年3月末	(19) 総合研究棟Vの設計及び建設期間
平成18年4月1日	(21) 総合研究棟Vの引渡し及び所有権の移転期限
平成17年4月～平成30年3月末	(22) 福利・保健管理棟の維持管理期間
平成18年4月～平成30年3月末	(23) 総合研究棟Vの維持管理期間

なお、総合研究棟V及び福利・保健棟につき、引渡し及び所有権の移転期限までに大学は備品搬入及び引越し作業等を行うことがある。

8 競争参加資格等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。
- ② 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競

争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、大学との対応窓口となること。

③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、競争参加資格確認申請書等の提出時において協力会社として明記すること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② 予決令第 72 条に規定する資格を有する者であること。

ただし、設計及び工事監理に当たる者は 3) ①ア、②アに示す「平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務」の有資格業者に登録されている者であること。

③ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

④ 競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知）に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について（平成 13 年 1 月 6 日付け 12 文科会第 108 号会計課長通知）別添四記第 7 物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

⑤ 大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したみずほ総合研究所(株)並びにみずほ総合研究所(株)が本アドバイザー業務において協力関係にある三井安田法律事務所及び(株)佐藤総合計画又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

⑥ 学識経験者等及び大学教職員で構成する「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備に係る提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑦ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社として参加していないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

① 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行ないないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上3階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上の校舎又は研究施設

② 工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

ア 3) ①アに同じ。

イ 3) ①イに同じ。

ウ 3) ①ウに同じ。

エ 3) ①エに同じ。

オ 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上3階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上の校舎又は研究施設

③ 建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、一般競争参加者の資格第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点数以上であること。

- | | |
|----------|--------|
| a 建築一式工事 | 1,250点 |
| b 電気工事 | 950点 |
| c 管工事 | 950点 |

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有して営業年数が 5 年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

ウ 平成 5 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうちの 1 者が工事種類ごとの下記の施工実績を有すれば良いものとする。

a 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上 3 階建以上かつ延べ面積 10,000 m² 以上の校舎又は研究施設

ただし、建築工事を実施する企業は、次の工事实績も必要であるが、上記実績とは別の工事もよい。

b プレキャスト・プレストレストコンクリート造の建築物

エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械—流体機械」、「機械—冷暖房及び冷凍機械」、

「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。)とするものに合格した者)の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記③ウに掲げる工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④ 維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において平成13・14・15年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

(2) 入札参加者の構成員の変更等

競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加者及び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

9 競争参加資格等の確認等

(1) 応募希望者は、上記8(1)3)に掲げる要件(以下「入札参加資格」という。)を満たすことを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。8(1)3)の①ア及び②ア・③アに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時ににおいて8(1)3)の①ア及び②ア・③アに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて8(1)3)の①ア及び②ア・③アに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類等を提出しない者並びに競争参加資格が無いと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間

平成15年4月7日(月)から平成15年4月11日(金)午後5時00分まで

② 提出場所

〒606-8501 京都府京都市左京区吉田本町

京都大学施設部企画課工事司計掛 TEL:075-753-2308

③ その他

参加表明書及び資料の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類は、様式3-1~3-10により作成すること。

(3) 8 (1) 3) ③ウの同種の工事の施工実績及び8 (1) 3) ③エの配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 入札参加資格の確認後の取扱い

入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者又は協力会社のいずれかが、開札日において、8 - (1) - 2) ~ 3) に定める要件の一つでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）には、競争参加資格がない者に該当するので、当該企業あるいは当該グループは、入札の参加は認められない。

(5) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果の通知は、競争参加資格審査申請を行った者に対して、書面により平成15年4月18日（金）までに発送する。入札参加グループの場合は、代表企業に発送する。

(6) 費用負担

入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

① 支出負担行為担当官は、提出された入札参加表明書等を応募資格の審査以外に応募者に無断で使用しない。

② 提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。

③ 競争参加資格確認申請書等の変更等の禁止

提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された入札参加表明書等の差し替えまたは再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替えまたは再提出は認めない。

(8) 大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 応募者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限

平成15年5月1日（金）午後5時00分

② 提出場所

〒606—8501 京都府京都市左京区吉田本町

京都大学施設部企画課工事司計掛 TEL：075—753—2308

③ その他

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成15年5月8日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 入札説明会

下記のとおり、入札に関する説明会を開催する。入札説明会に関する情報等は、文部科学省及び大学のホームページ等に掲載するので、適宜確認すること。なお、入札説明会に参加を希望する者は様式1「入札説明会参加申込書」に必要事項を記入して平成15年3月14日(金)までに③に提出すること。

① 開催日時

平成15年3月17日(月)午後2時00分から

② 開催場所

京都府京都市左京区吉田本町

京都大学(法経)総合研究棟大会議室(2階)

③ 当日連絡先

京都大学施設部企画課 TEL：075—753—2247

12 現地見学会

下記のとおり、現地見学会を開催する。現地見学会に関する情報等は、文部科学省及び大学のホームページ等に掲載するので、適宜確認すること。なお、現場説明会に参加を希望する者は様式1「入札説明会参加申込書」に必要事項を記入して平成15年3月14日までに③に提出すること。

① 開催日時

平成15年3月18日(火)午前11時00分から午後12時00分まで

② 開催場所

京都府京都市西京区御陵細谷

京都大学桂キャンパス

③ 当日連絡先

京都大学施設部企画課 TEL：075—753—2247

13 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合においては、以下の要領にて提出すること。

(1) 質問受付及び回答

① 受付期間

平成 15 年 3 月 7 日 (金) ～平成 15 年 3 月 20 日 (木)

② 宛先／方法

質問の宛先、提出方法及び様式等については様式 3 を参照すること。なお、使用するソフトウェアは Microsoft Word とし、入札説明書、「入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等」、要求水準書案、落札者選定基準、事業契約書案・基本協定書案ごとにファイル名をつけること。なお、電子メールにて提出すること。提出されたフロッピーディスクは返却しない。電子メールのアドレスは「seibi51@mail.adm.kyoto-u.ac.jp」である。

③ 回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

④ 質問への回答日

平成 15 年 4 月 4 日 (金)

⑤ 質問への回答場所

文部科学省及び大学ホームページ及び掲示板

14 入札書及び入札提案書の提出方法等

(1) 持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。

なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

① 受付期間

平成 15 年 6 月 12 日 (木) 午後 5 時 00 分 (ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成 15 年 6 月 12 日 (木) 午後 5 時 00 分 (必着))

② 受付場所

〒606-8501 京都府京都市左京区吉田本町

京都大学施設部企画課工事司計掛 TEL : 075-753-2308

(2) 開札の日時及び場所

① 開札日時

平成 15 年 6 月 13 日 (金) 午後 2 時 00 分

② 開札場所

京都府京都市左京区吉田本

京都大学施設部入札室 (3 階)

(3) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額から割賦金利 (資料「入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等」の「2 サービス購入料の支払方法等 (1) サービス購入料の構成」を参照すること。) を控除した金額に 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とす

るので、応募者は、入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から割賦金利を控除した金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は原則として2回とする。なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

(5) 入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官京都大学事務局長」、「入札者名」及び「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業に係る入札書在中」の旨の朱書きを記載すること。

(6) 代理人が入札書を提出する場合には、入札書に委任状（様式5-2又は様式5-3）を添付すること。また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

(7) 入札の辞退

入札参加資格の確認通知を受けた応募者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式4-1）を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

① 提出期限 平成15年6月12日（木）午後5時00分

（ただし、郵送する場合は平成15年6月12日（木）午後5時00分（必着））

② 提出場所

〒606-8501 京都府京都市左京区吉田本町

京都大学施設部企画課工事司計掛 TEL：075-753-2308

(8) 入札提案書の取扱い

1) 著作権

本事業に関する入札提出書類（13-（3）により応募者が提出した書類をいう。以下同じ。）の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、選定事業者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札者に返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上に

ついて、支出負担行為担当官京都大学事務局長又は、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を支出負担行為担当官京都大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官京都大学事務局長のために設定するものとする。

16 開札

開札は、14 に掲げる日時及び場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人を立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない当局の職員を立ち合わせて行う。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内の入札価格を提案した者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の落札者選定の対象となる。この際に予定価格及び入札価格の公表は行わない。

17 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等、開札の時に8に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

また、本公告に示した開札日は新年度の15年6月13日であるため、8(1)2)入札参加者及び協力会社の資格等要件が15年度において有効なものでない場合、「9 競争参加資格等の確認等」に示す「開札の時に資格のない者」に該当することになるから、その点に十分留意し、所定の手続きを行うこと。

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 「参加表明書」に記載された応募グループの代表者以外のした入札
- ④ 「参加表明書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- ⑤ 記名押印の欠いた入札
- ⑥ 金額を訂正した入札
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等開札の時に8に掲げる

資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

18 落札者の決定方法等

落札者選定基準に基づき、入札価格及び事業計画、施設整備計画及び維持管理計画等その他の条件を審査委員会が総合的に評価する。大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する。

入札結果は、速やかに入札参加者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査結果とあわせて大学のホームページ及び文部科学省大臣官房文教施設部施設企画監理室のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結後に公表する。

(1) 提案内容審査

① 審査委員会の設置

審査に関して、審査委員会を京都大学施設部に設置する。

審査委員会は、事業者の選定基準に関する審議並びに提出された入札提案書の審査及び優秀提案の選定を行う。

審査委員会は下記の8名の審査委員で構成される。

なお、審査委員会は非公開とする。

	氏名	所属	備考
委員長	西本 清一	京都大学総長補佐工学研究科教授	学識経験者
委員	赤岡 功	京都大学経済学研究科教授	学識経験者
	家村 浩和	京都大学工学研究科教授	学識経験者
	高月 紘	京都大学環境保全センター教授	学識経験者
	渡辺 史夫	京都大学工学研究科教授	学識経験者
	鈴木 恵一	日本政策投資銀行関西支店 企画調査課長	学識経験者
	小林 和久	京都大学経理部長	大学教職員
	細田 重好	京都大学施設部長	大学教職員

(2) 審査の方法

落札者選定基準に従って、審査委員会にて入札提案書の審査を行う。入札価格及びその他の条件を総合的に評価し、大学にとって最も有利な提案を行ったものを選定する。

(3) 評価項目等

評価項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者選定基準による。

① 基礎審査

以下の計画について、事業者の提案内容が、大学の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

- ア 事業計画全般に関する事項
- イ 長期収支計画に関する事項
- ウ 事業費に関する事項
- エ 施設整備計画（総合研究棟Ⅴ）に関する事項
- オ 施設整備計画（福利・保健管理棟）に関する事項

② 定量的審査

定量的審査においては、下記項目について、審査委員会において審査し得点化する。評価に基づく各項目の得点の合計と入札価格により最も優秀な提案を選定する。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

- ア 事業計画等に関する事項
- イ 施設整備計画等に関する事項
- ウ 維持管理計画等に関する事項

(4) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、京都大学施設部企画課とする。

19 手続きにおける交渉の有無

無。

20 契約書の作成等

事業契約書案により、事業契約書を作成するものとする。また、詳細については「Ⅱ 事業契約に関する事項」に示すものとする。

21 支払条件等

「入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等」を参照のこと。

22 建設工事にかかる工事保険

選定事業者は以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者損害賠償保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

(1) 共通

① 契約者

選定事業者又は建設に当たる者（以下「建設業者」という。）

② 建設場所

京都市西京区御陵細谷（京都大学桂団地構内）

(2) 建設工事保険

① 被保険者

選定事業者又は建設業者

② 保険の対象

本件施設の建設工事費

③ 保険期間

建設工事着工日を始期とし、引渡し日予定日を終期とする。

④ 保険金額（補償額）

請負代金額

⑤ 補償する損害

水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(3) 第三者賠償責任保険

① 被保険者

選定事業者又は建設業者

② 保険期間

建設工事着工日を始期とし、引渡し日予定日を終期とする。

③ てん補限度額（補償額）

対人：1億円/1名、10億円/1事故 対物：1億円/1事故以上

④ 補償する損害

工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

⑤ 免責金額

50,000円以下

(3) その他

① 選定事業者又は建設業者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく大学に提示するものとする。

② 選定事業者又は建設業者は大学の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。

③ 選定事業者又は建設業者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

23 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

24 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、TEL：03-3581-0262（直通））に対して苦情

を申立てることができる。

25 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

26 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 選定事業者は競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。
- (5) 建設企業及び下請会社が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

II. 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者は落札者決定後 7 日以内に大学を相手方として、基本協定書案に基づき、基本協定を締結しなければならない。なお、落札者が基本協定を締結しない場合、大学は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することができる。

2 特別目的会社（SPC）の設立

落札者は、本事業を実施するため、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を事業契約締結の時までに設立するものとする。

なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の 50% を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3 事業契約の締結

(1) 落札者と大学は、落札者の決定後速やかに提案内容及び事業契約書案に基づいて契約を締結しなければならない。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

(2) 契約金額は、入札金額に、入札価格から割賦金利を控除した金額の 100 分の 105 に相当する金額に割賦金利を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。

(3) 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

(4) 選定事業者が事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することができる。

(5) 事業契約締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代などは、選定事業者の負担とする。

4 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った応募企業又は応募グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する本施設の施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

5 大学と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計及び建設並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書案によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書案に示すが、これに示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、「4. - (2) - 4」を参照のこと。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

7 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と大学の関わり

① 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

② 大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設企業等との

間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設企業等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。

③ 事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

④ 国立大学の独立行政法人化は、平成 14 年 6 月 25 日の『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」について』の閣議決定において、平成 16 年度を目途に開始するとされている。

なお、大学が独立行政法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない。

⑤ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 土地の使用等

- ・本施設に係る敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。
- ・本施設に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用することができる。

8 その他

(1) 情報の提供

本件入札説明書等に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、文部科学省及び大学のホームページに掲載する。

(2) 契約に違反した場合等の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(3) 特定事業の選定の取消し

応募等がない場合又は応募者全員の入札額が大学が設定する予定価格を越える場合、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(4) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

①建築基準法

②消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）

③都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

④国有財産法

⑤その他関連法令、条例等

9 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

Ⅲ. 提出書類

1 入札説明会、現地見学会に関する提出書類

- ①入札説明会参加申込書 <様式1-1>
- ②現地見学会参加申込書 <様式1-2>

2 質問書に関する提出書類

- ①入札説明書等に関する質問書 <様式2-1>

3 競争参加資格審査申請時の提出書類

(各1部)

- ①競争参加資格確認申請書 <様式3-1>
- ②グループ構成員及び協力会社一覧表 <様式3-2>
- ③委任状 <様式3-3>
- ④設計業務実績 <様式3-4>
- ⑤工事監理業務実績 <様式3-5>
- ⑥建設業務実績 <様式3-6>
- ⑦配置予定主任技術者の資格及び設計業務経験 <様式3-7>
- ⑧配置予定主任技術者の資格及び工事監理業務経験 <様式3-8>
- ⑨配置予定主任技術者の資格及び建設業務経験 <様式3-9>
- ⑩競争参加資格がないと認めた理由の説明要求書 <様式3-10>

4 入札辞退時の提出書類

(1部)

- ①入札辞退届 <様式4-1>

5 入札時の提出書類

(各1部)

- ①入札提出書類の提出届 <様式5-1>
- ②委任状(代理人) <様式5-2>
- ③委任状(複代理人) <様式5-3>
- ④入札書 <様式5-4>
- ⑤要求水準書に関する確認書 <様式5-5>

6 事業計画に係る提案書

(各 25 部)

- ①事業計画提案書表紙 <様式 6-1>
- ②事業スケジュール <様式 6-2>
- ③事業実施体制 <様式 6-3>
- ④入札金額算出書 <様式 6-4>
- ⑤入札金額内訳書 <様式 6-5>
- ⑥施設整備費相当及び維持管理費相当に関する算出根拠等 <様式 6-6>
- ⑦事業収支計画書等 <様式 6-7>
- ⑧関心表明書(書式自由)

7 施設整備計画に係る提案書

(各 25 部)

- ①施設整備計画提案書表紙 <様式 7-1>
- ②総合研究棟 V
 - ア 施設計画の概要 <様式 7-2>
 - イ 建築計画の概要 <様式 7-3>
 - ウ 構造計画の概要 <様式 7-4>
 - エ 電気設備計画の概要 <様式 7-5>
 - オ 機械設備計画の概要 <様式 7-6>
 - カ 環境保全性・地球環境保全 <様式 7-7>
 - キ 創造性・空間の魅力 <様式 7-8>
 - ク 創造性・快適性 <様式 7-9>
 - ケ 機能性・室内環境の配慮 <様式 7-10>
 - コ 社会性・バリアフリー／開かれた施設 <様式 7-11>
 - サ 経済性 1・耐久性 <様式 7-12>
 - シ 経済性 1・保全性 <様式 7-13>
 - ス 経済性 2・LCC の低減 <様式 7-14>
- ③福利・保健管理棟
 - ア 施設計画の概要 <様式 7-15>
 - イ 建築計画の概要 <様式 7-16>
 - ウ 構造計画の概要 <様式 7-17>
 - エ 電気設備計画の概要 <様式 7-18>
 - オ 機械設備計画の概要 <様式 7-19>
 - カ 環境保全性・地球環境保全 <様式 7-20>
 - キ 創造性・外観 <様式 7-21>

- ク 創造性・空間の魅力 <様式7-22>
- ケ 創造性・快適性① <様式7-23>
- コ 創造性・快適性② <様式7-24>
- サ 機能性1・動線計画 <様式7-25>
- シ 機能性2・室内環境の配慮 <様式7-26>
- ス 機能性3・柔軟性 <様式7-27>
- セ 社会性・バリアフリー／開かれた施設 <様式7-28>
- ソ 経済性1・耐久性／保全性 <様式7-29>
- タ 経済性2・LCCの低減 <様式7-30>
- ④施工計画（共通）
- ア 社会性・周辺環境への配慮 <様式7-31>
- イ 品質管理・リサイクル／廃棄物処理 <様式7-32>

8 施設整備計画に係る提案書<総合研究棟V図面集>

（A3版各25部、A2版 <様式8-1>、<8-6>～<8-9>各2部）

- ①施設整備計画に係る提案書<総合研究棟V図面集>表紙 <様式8-1>
- ア 外観透視図（鳥瞰） <様式8-2>
- イ 内観透視図①（エントランスロビーまわり） <様式8-3>
- ウ 内観透視図②（ライブラリーレクチャーロビーまわり） <様式8-4>
- エ 内観透視図③（大会議室まわり） <様式8-5>
- オ 配置図（外構計画を含む） <様式8-6>
- カ 平面図（各階） <様式8-7>
- キ 立面図（4面） <様式8-8>
- ク 断面図（2面） <様式8-9>
- ケ 面積表／仕上表等 <様式8-10>

9 施設整備計画に係る提案書<福利・保健管理棟図面集>

（A3版各25部）

- ①施設整備計画に係る提案書<福利・保健管理棟図面集>表紙 <様式9-1>
- ア 外観透視図（鳥瞰） <様式9-2>
- イ 内観透視図①（主要部まわり1） <様式9-3>
- ウ 内観透視図②（主要部まわり2） <様式9-4>
- エ 配置図（外構計画を含む） <様式9-5>
- オ 平面図（各階） <様式9-6>
- カ 立面図（4面） <様式9-7>
- キ 断面図（2面） <様式9-8>

ク 面積表／仕上表等 <様式 9－9 >

10 維持管理計画に係る提案書（共通）

（各 25 部）

①維持管理計画提案書表紙 <様式 10－1 >

②保守管理（建築・設備） <様式 10－2 >

③維持管理（清掃）／保守管理（外構・植栽） <様式 10－3 >